

松江市告示第 122 号

松江市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第 1 号事業者に関する要綱（平成 28 年松江市告示第 435 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第 1(第 2 条関係) 1 訪問サービス費 (1)～(9) 略 (10) 介護職員処遇改善加算 注 厚生労働大臣が定める基準(平成 27 年厚生労働省告示第 95 号。以下「基準告示」という。)第 4 号に規定する基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た訪問事業所が、利用者に対し、訪問サービスを行った場合は、次のアから <u>ウ</u> までに掲げる区分に従い、令和 6 年 3 月 31 日までの間 _____、それぞれアから <u>ウ</u> までに定める単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	別表第 1(第 2 条関係) 1 訪問サービス費 (1)～(9) 略 (10) 介護職員処遇改善加算 注 厚生労働大臣が定める基準(平成 27 年厚生労働省告示第 95 号。以下「基準告示」という。)第 4 号に規定する基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た訪問事業所が、利用者に対し、訪問サービスを行った場合は、次のアから <u>オ</u> までに掲げる区分に従い、令和 6 年 3 月 31 日までの間 <u>(エ及びオについては、令和 4 年 3 月 31 日までの間)</u> 、それぞれアから <u>オ</u> までに定める単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア～ウ 略

(11) 略

2 訪問型サービス A 費

(1)～(6) 略

(7) 介護職員処遇改善加算

注 基準告示第 4 号に規定する基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た訪問 A 事業所が、利用者に対し、訪問型サービス A を行った場合は、次のアからウまでに掲げる区分に従い、令和 6 年 3 月 31 日までの間_____

_____、それぞれアからウまでに定める単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア～ウ 略

(9) 自立支援強化・評価加算

ア～ウ 略

エ 介護職員処遇改善加算(IV) ウ
により算定した単位数の 100 分の 90 に相当する単位数

オ 介護職員処遇改善加算(V) ウ
により算定した単位数の 100 分の 80 に相当する単位数

(11) 略

2 訪問型サービス A 費

(1)～(6) 略

(7) 介護職員処遇改善加算

注 基準告示第 4 号に規定する基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た訪問 A 事業所が、利用者に対し、訪問型サービス A を行った場合は、次のアからオまでに掲げる区分に従い、令和 6 年 3 月 31 日までの間(エ及びオ

については、令和 4 年 3 月 31 日までの間)、それぞれアからオまでに定める単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア～ウ 略

エ 介護職員処遇改善加算(IV) ウ
により算定した単位数の 100 分の 90 に相当する単位数

オ 介護職員処遇改善加算(V) ウ
により算定した単位数の 100 分の 80 に相当する単位数

(9) 自立支援体制強化加算

注 1 松江市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第 1 号事業者の指定等に関する要綱(平成 28 年松江市告示第 437 号)第 2 条の規定による指定の申請を行い、同要綱第 3 条の規定による指定の通知を受けた訪問 A 事業所については、次のアからウまでに掲げる利用者の区分に応じ_____、1 月につきそれぞれアからウまでに定める所定単位数を加算する。

ア～ウ 略

注 2 注 1 の加算は、訪問 A 事業所が、次のアからエまでに掲げる基準のいずれかに適合する場合に限り、算定する。

ア 前年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 12 月(令和 4 年度については、令和 3 年 4 月 1 日から 12 月 31 日までの 9 月)の間に、6 月以上緩和型サービスを連続利用した者が 3 人以上の場合で、介護度が維持・改善された人数の割合が 60%以上であること。

イ 前年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 12 月(令和 4 年度については、令和 3 年 4 月 1 日から 12 月 31 日までの 9 月)の間に、6 月以上緩和型サービスを連続利用した者が 2 人以下の場合で、介護度が維持・改善された人数が 1 人以上いること。

ウ 前年の 1 月 1 日から 12 月 31 日ま

注 松江市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第 1 号事業者の指定等に関する要綱(平成 28 年松江市告示第 437 号)第 2 条の規定による指定の申請を行い、同要綱第 3 条の規定による指定の通知を受けた訪問 A 事業所については、次のアからウまでに掲げる利用者の区分に応じ、当該指定の日から令和 4 年 3 月 31 日までの間、1 月につきそれぞれアからウまでに定める所定単位数を加算する。

ア～ウ 略

での12月(令和4年度については、令和3年4月1日から12月31日までの9月)の間に、6月以上緩和型サービスを連続利用した者のうち、介護度が非該当又は事業対象外になった利用者が1人以上いること。

エ 新しく指定の通知を受けた事業所で、前年の1月1日から12月31日までの12月(令和4年度については、令和3年4月1日から12月31日までの9月)の間に、6月以上の評価期間を設定できないこと。

別表第2(第2条関係)

1 通所サービス費

(1)～(16)

(17) 介護職員処遇改善加算

注 基準告示第24号に規定する基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定通所サービス事業所が、利用者に対し、通所サービスを行った場合は、次のアからウまでに掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間_____、それぞれアからウまでに定める単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア～ウ 略

別表第2(第2条関係)

1 通所サービス費

(1)～(16)

(17) 介護職員処遇改善加算

注 基準告示第24号に規定する基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定通所サービス事業所が、利用者に対し、通所サービスを行った場合は、次のアからオまでに掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間(エ及びオについては、令和4年3月31日までの間)、それぞれアからオまでに定める単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア～ウ 略

エ 介護職員処遇改善加算(IV) ウ

2 通所型サービス A 費

(1)～(13) 略

(14) 介護職員処遇改善加算

注 基準告示第 24 号に規定する基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た通所 A 事業所が、利用者に対し、通所型サービス A を行った場合は、次のアから ウ までに掲げる区分に従い、令和 6 年 3 月 31 日までの間_____

_____、それぞれアから ウ までに定める単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア～ウ 略

(16) 自立支援強化・評価加算

注 1 松江市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第 1 号事業者の指定等に関する要綱第 2 条の規定による

により算定した単位数の 100 分の 90 に相当する単位数

オ 介護職員処遇改善加算 (V) ウ
により算定した単位数の 100 分の 8

0 に相当する単位数

2 通所型サービス A 費

(1)～(13) 略

(14) 介護職員処遇改善加算

注 基準告示第 24 号に規定する基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た通所 A 事業所が、利用者に対し、通所型サービス A を行った場合は、次のアから オ までに掲げる区分に従い、令和 6 年 3 月 31 日までの間(エ及

びオについては、令和 4 年 3 月 31 日

までの間)、それぞれアから オ までに定める単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア～ウ 略

エ 介護職員処遇改善加算 (IV) ウ
により算定した単位数の 100 分の 9

0 に相当する単位数

オ 介護職員処遇改善加算 (V) ウ
により算定した単位数の 100 分の 8

0 に相当する単位数

(16) 自立支援体制強化加算

注 松江市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第 1 号事業者の指定等に関する要綱第 2 条の規定による

指定の申請を行い、同要綱第3条の規定による指定の通知を受けた通所A事業所については、次のア又はイに掲げる利用者の区分に応じ_____、1月につきそれぞれア又はイに定める所定単位数を加算する。

ア・イ 略

注2 注1の加算は、訪問A事業所が、次のアからエまでに掲げる基準のいずれかに適合する場合に限り、算定する。

ア 前年の1月1日から12月31日までの12月(令和4年度については、令和3年4月1日から12月31日までの9月)の間に、6月以上緩和型サービスを連続利用した者が3人以上の場合で、介護度が維持・改善された人数の割合が60%以上であること。

イ 前年の1月1日から12月31日までの12月(令和4年度については、令和3年4月1日から12月31日までの9月)の間に、6月以上緩和型サービスを連続利用した者が2人以下の場合で、介護度が維持・改善された人数が1人以上いること。

ウ 前年の1月1日から12月31日までの12月(令和4年度については、令和3年4月1日から12月31日までの9月)の間に、6月以上緩和型サービスを連続利用した者のうち、介

指定の申請を行い、同要綱第3条の規定による指定の通知を受けた通所A事業所については、次のア又はイに掲げる利用者の区分に応じ、当該指定の日から令和4年3月31日までの間、1月につきそれぞれア又はイに定める所定単位数を加算する。

ア・イ 略

護度が非該当又は事業対象外にな
った利用者が1人以上いること。

エ 新しく指定の通知を受けた事業
所で、前年の1月1日から12月31
日までの12月(令和4年度について
は、令和3年4月1日から12月31
日までの9月)の間に、6月以上の評
価期間を設定できないこと。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。